

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

JULY 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、銀行法、会社法、証券法に関連するインドにおける重要なアップデートについて取り扱っています。主な内容は、以下です。

1 銀行法 (BANKING LAW)

1.1 RBI Circular Allowing Access for Non-banks to Centralised Payment Systems

2 会社法 (COMPANIES LAW)

2.1 MCA notification on the Companies (Incorporation) Fifth Amendment Rules, 2021

2.2 General Circular regarding clarification on spending CSR Funds on account of COVID-19 vaccination

3 証券法 (SECURITIES LAW)

3.1 Discussion paper by SEBI on review of the SEBI (Share Based Employee Benefits) Regulations, 2014 and SEBI (Issue of Sweat Equity) Regulations, 2002

3.2 Supreme Court judgment upholding constitutional validity of the SEBI (Mutual Fund) Regulations, 1996.

1. 銀行法 (BANKING LAW)

2021年7月の銀行法関連の主要なアップデートは、以下の通りです。

1.1. RBI Circular Allowing Access for Non-banks to Centralised Payment Systems

1.1.1. 2021年7月28日、RBIは、プリペイド式支払手段の発行者、カードネットワーク、ホワイトラベル ATM 事業者等のノンバンク事業者について、RBIの中央決済システムである RTGS (Real Time Gross Settlement) や NEFT (National Electronic Fund Transfer) への直接のアクセスを認める旨の通達を発表しました。

1.1.2. 同通達によると、中央決済システムへの直接アクセスとは、(a)個別の IFSC の割り当て、(b)RBIのコア・バンキングシステムでの当座預金口座の開設、(c)RBIでの決済口座の維持、(d)インド金融ネットワークの会員資格およびストラクチャード・ファイナンスメッセージングシステムの利用、を意味します。RBIは、これらへの直接のアクセスを可能にすることで、(a)資金移動の失敗や遅延のリスク軽減による効率化、(b)ノンバンクへの金融サービスの積極的な提供による競争力の向上、(c)リスク管理の向上、(d)データ保護の確保、を目指しています。

1.1.3. 当該通達によると、中央決済システムへのアクセス権を得るためには、ノンバンク事業者は、2007年支払決済システム法に基づく RBIからの認可証明書を取得する必要があります。また、

1956年もしくは2013年会社法に基づき会社として設立されており、純資産が2億5,000万ルピー以上であることが求められます。インド国外で設立された事業者に関しては、現地オフィスに関連する業務遂行の権限を付与することができます。なお、RTGS システム規則、NEFT 手続きガイドライン、その他 RBI が定める事項の遵守が求められます。

1.1.4. Please click [here](#) to read the circular.

2. 会社法 (COMPANIES LAW)

2021年7月の会社法関連の主要なアップデートは、以下の通りです。

2.1. MCA notification on the Companies (Incorporation) Fifth Amendment Rules, 2021

2.1.1. 2021年7月22日、MCAは、2021年会社（設立）第5次修正規則の通達を行いました。当該規則は2021年9月1日より実施されます。

2.1.2. 2013年会社法（以下「会社法」）第16条に基づいて中央政府が発する指示に会社が従わなかった場合に、会社に新たな名称を割り当てることを規定する旨の規則33Aが、2014年会社（設立）規則に新たに導入されました。会社法第16条においては、会社の名称が会社法に基づいて既に登録されている会社と同一である場合や、1999年商標法に基づいて登録されている商標と同一である場合、中央政府は会社に対して名称変更のために必要な指示を出すことができる、と規定されています。

2.1.3. 新たに導入された規則33Aによれば、会社が3ヶ月以内に中央政府の指示に従わない場合、指示が出された年度、シリアルナンバー、既存の会社識別番号と併せて、Order of Regional Director Not Complied（以下「ORDNC」）が会社の新たな名称となります。また、会社登記局から新たに会社設立証明書が発行されます。なお、会社名の変更に伴い、会社名が印刷、貼付、刻印されている場合には、会社名の下に「ORDNC」を括弧書きで記載することが求められます。

2.1.4. なお、当該新規則33Aは、e-form INC-24を中央政府に申請中の会社には適用されません。

2.1.5. Please click [here](#) to read the notification.

2.2. General Circular regarding clarification on spending CSR Funds on account of COVID-19 vaccination

2.2.1 2021年7月30日、MCAは、従業員およびその家族を対象としたワクチン接種のためのCSR資金の支出は、健康管理の促進（予防を含む）および災害管理のそれぞれに関連する、会社法のスケジュールVIIの下における適格なCSR活動に該当することを明らかにした旨の通達を行っています。

2.2.2 Please click [here](#) to read the circular.

3. 証券法 (SECURITIES LAW)

2021年7月の証券法関連の主要なアップデートは、以下の通りです。

3.1. Discussion paper by SEBI on review of the SEBI (Share Based Employee Benefits) Regulations, 2014 and SEBI (Issue of Sweat Equity) Regulations, 2002

3.1.1. SEBIは、2014年SEBI (Share Based Employee Benefits) 規則 (以下「SBEB規則」) と2002年SEBI (Sweat Equityの発行) 規則 (以下「Sweat Equity規則」) の見直しに関するパブリックコメントを求める旨のディスカッション・ペーパーを発表しました。ディスカッション・ペーパーは、これらの規則見直しのために構成された専門家グループが提出した報告書に基づくものです。

3.1.2. ディスカッション・ペーパーにおける、専門家グループからの主な提言事項は以下の通りです。

- (a) SBEB規則における「従業員」の定義について分析が行われており、企業による分類に柔軟性を付与することが提言されています。また、非正社員の雇用慣行を考慮し、「従業員」の定義から「正社員」という言葉を削除する修正案も提案されています。当該修正案に依った場合、非正社員のみだけでなく、非業務執行取締役も、SBEB規則に基づく Share Based Employee Benefits の受領資格を有することになると考えられます。
- (b) Sweat Equity や従業員ストックオプションプラン (以下「ESOP」) を発行する目的について、規則にて記載を行い、発行上限についても記載すべきである、との提言が行われています。
- (c) 現在のESOPスキームは、企業が信託ルートまたは直接ルートにて実施が可能です。ESOPプランが会社の株主に承認された後でも、会社が直接ルートから信託ルートに、またはその逆に切り替えることができるような柔軟性を付与することが提言されています。ただし、ルートの変更は、株主総会特別決議による承認を必要とし、従業員の利益を損なうものであってはならない、としています。
- (d) 従業員への Sweat Equity の発行に関するロックイン期間と価格計算式について、2018年SEBI (資本の発行と開示要件) 規則の要件に沿ったものにしなければならない、との提言がなされています。
- (e) SBEB規則と Sweat Equity規則の単一の規則への統合についても提言されており、2021年「SEBI (Share Based Employee Benefits and Sweat Equity) 規則」と題した統合規則の草案が作成されています。

3.1.3. Please click [here](#) to read the SEBI discussion paper.

3.2. Supreme Court judgment upholding constitutional validity of the SEBI (Mutual Fund) Regulations, 1996.

- 3.2.1. 2021年7月14日、インド最高裁判所は、Franklin Templeton Trustee Services Private Limited and another 対 Amruta Garg and others にて、1996年 SEBI (Mutual Fund) 規則の憲法上の有効性を支持するとともに、ミューチュアル・ファンド・スキームの整理に関連した一定の追加ガイドラインを定めました。
- 3.2.2. 最高裁判所は、Mutual Fund 規則の憲法上の有効性について検討するに際し、規則 39(2)(a)および規則 39(3)が、過度な委任による弊害を受けていないか、また、スキームの受託者に対してスキームの整理に関する事由な権限を付与していないかに着目しました。1992年 SEBI 法に基づく SEBI の権限を参照した結果、SEBI は、規則 39(2)または規則 39(3)に基づく受託者の行為が適用法を遵守していない場合には、SEBI 法第 11B 条に基づいて命令を出す権限を有する、としました。また、受託者は、スキームの整理に関する過度な権限は有していないとし、規則の憲法上の有効性を支持しました。
- 3.2.3. また、最高裁判所は、規則 39~42 と規則 18(15)(c)の相互関係についても検討した結果、カルナタカ州高等裁判所の判決を支持しました。高等裁判所は、規則 18(15)(c)に従って投資家の過半数の同意が得られた場合にのみ、受託者による整理が可能となる、としていました。最高裁判所は、受託者の意見には関連性があるが、投資家の同意はスキーム整理の前提条件である、としました。また、投資家の同意は公告の発行前に得る必要はなく、整理の理由が一般に開示された後に同意を得ることも可能であるとする追加のガイドラインを示しました。
- 3.2.4. Please click [here](#) to read the Supreme Court judgment.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in